

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年2月18日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
関東甲信工事局長 奥原 祐治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 当該招請の主旨

本業務は、業務上必要な場合に電話等による配車により役職員の指示する目的地までタクシーで安全に運送すること及び利用に際し、利用できるタクシーチケットの供給業務を行うものである。

本業務の実施に当たっては、当機構におけるタクシーの利用状況等を踏まえ、利便性及び使用実績の有する特定の者（令和3年度以前に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関東甲信工事局と乗用自動車使用契約を締結している者をいう。以下同じ。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者及び当該応募者との契約手続に移行する。

2 業務概要

- (1) 業務名 借上乗用自動車（タクシー）の供給業務
- (2) 業務内容 電話等による配車及びタクシーチケットの供給業務
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務目的

業務上必要な場合に電話等による配車により役職員の指示する目的地までタクシーで安全に運送すること及び利用に際し、利用できるタクシーチケットの供給業務を行うことを目的とする。

4 応募要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構

規程第 78 号) 第 4 条又は第 5 条に該当しない者であること。

- (2) 過去 1 年間に於いて、関東、北陸信越又は中部のいずれかの運輸局（以下「関東運輸局等」という。）から、業務の停止以上の行政処分を受けていない者であること。
- (3) 本件に関する下記の参加条件をすべて満たしている者であること。ただし、詳細は別途交付する説明書によるものとする。
 - ① 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ営業区域として関東運輸局等の許可を受けている会社の借上乗用自動車（タクシー）の配車が可能なこと。
 - ② 配車可能な関東運輸局等認可のタクシー車両台数が 100 台以上であること。
 - ③ 配車する車両が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 3 年 2 月）」の「22-8 旅客輸送（自動車）の【判断の基準】」を満たしていること。
 - ④ 有効に使用できるタクシー乗車券を機構に提供できること。
 - ⑤ タクシー利用料金の支払は、1 ヶ月毎の精算払いとすること。
 - ⑥ タクシー料金請求書は毎月 15 日締めで、当月 20 日までに提出が可能なこと。
 - ⑦ 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できる車両を配車できること。
- (4) 応募者がタクシーチケット会社である場合にあっては、発券するチケットにより利用が可能なタクシー事業者少なくとも 1 者が前号及び前々号の要件を満たしていること。

5 手続等

(1) 担当箇所

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 5 番地 11（金子第 1 ビル）
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 関東甲信工事事務局
契約課 電話 045-475-5560

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和 4 年 2 月 18 日（金）から令和 4 年 3 月 23 日（水）まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 4 年 3 月 23 日（水）16 時まで (1) に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、特定の者が本業務の実施を希望する場合においては、本公募手続きに伴う参加意思確認書の提出は不要である点に注意すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1) に同じ。

(3) 契約の成立は、契約書を機構に提出し、機構がこれを審査確認のうえ記名押印したと

きとする。

7 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれかにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、説明書を参照して下さい。

- (1) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。